

## 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.57」を「100分の6.72」に改める。

第5条中「31,700円」を「33,500円」に改める。

第7条中「100分の2.05」を「100分の2.25」に改める。

第8条中「10,100円」を「11,000円」に改める。

第9条中「100分の1.93」を「100分の2.16」に改める。

第10条中「11,000円」を「12,800円」に改める。

第23条第1号ア中「22,190円」を「23,450円」に改め、同号イ中「7,070円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,960円」に改め、同条第2号ア中「15,850円」を「16,750円」に改め、同号イ中「5,050円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,400円」に改め、同条第3号ア中「6,340円」を「6,700円」に改め、同号イ中「2,020円」を「2,200円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,560円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。